

## 株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 5 日

株主及び登録株式質権者各位

京都市東山区福稲上高松町 11 番地

株式会社 松 風

取締役社長 太田 勝也

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

### 1. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構に対する通知

当社は、決済合理化法の施行日における、決済合理化法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、決済合理化法の施行日以後遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対し、決済合理化法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項を通知します。

### 2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段に定める口座の開設の申出を次の口座管理機関に対して行い、特別口座を開設します。

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号

住友信託銀行株式会社

(郵便物送付先) 〒183-8701 東京都府中市日鋼町 1 番 10

住友信託銀行株式会社証券代行部

(住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417

(お問い合わせ先) 0120-176-417

以 上